

受付印

## 住宅用地申告書

宛名番号	
—	

菰野町長

下記の通り、住宅用地の申告をいたします。

住所

氏名又は名称  
(土地の所有者)

生年月日 年 月 日

電話番号

## 1. 住宅用地の所在及び地積

所在	地積 (m <sup>2</sup> )	台帳地目	現況地目	所有者氏名
菰野町				
菰野町				
菰野町				
菰野町				
菰野町				

## 2. 住宅用地の上に存する家屋

構造	用途	床面積 A m <sup>2</sup>	居住の用に供する 部分の床面積 B m <sup>2</sup>	B/A×100%	居住の用に供した 年月日	所有者氏名
					・	
					・	

# 住宅用地の申告について

- 1) 住宅用地とは、居住用の家屋の建っている敷地のことをいいます。
- 2) 住宅用地には、次の種類があります。

## ①小規模住宅用地

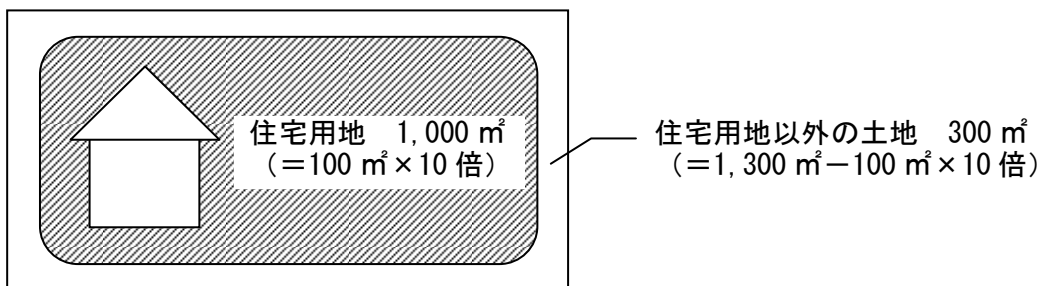
- ・ 200 m<sup>2</sup>以下の住宅用地のことをいいます。
- ・ 200 m<sup>2</sup>を超える場合は、200 m<sup>2</sup>までの部分のことをいいます。
- ・ この住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額が6分の1になります。  
(地方税法第349条の3の2第2項)

## ②その他の住宅用地

- ・ 200 m<sup>2</sup>を超える住宅用地の場合、200 m<sup>2</sup>を超えた部分のことをいいます。
- ・ この住宅用地にかかる固定資産税の課税標準額が3分の1になります。  
(地方税法第349条の3の2第1項)

- 3) 敷地面積が家屋の床面積の10倍を超える場合は、10倍の面積に相当する土地を住宅用地とし、10倍を超える面積に相当する部分は、非住宅用地となります。  
(地方税法施行令第52条の11第2項の1)

土地の総面積 1,300 m<sup>2</sup>、専用住宅の床面積 100 m<sup>2</sup>の場合



この場合、具体的にどこが住宅用地であることを特定する必要はありません。

- 4) 家屋が何筆にもまたがって建っている場合は、該当する土地を1つのもの(一画地)として、住宅用地に認定します。
- 5) 家屋の建っている敷地の地目が宅地ではない場合は、現況地目を宅地と認定した後、住宅用地に認定します。
- 6) 住宅用地の認定には申告書の提出が必要です。(菰野町税条例第74条)
- 7) 併用住宅については、下表の住宅用地の率を乗じて住宅用地の面積を求め、認定します。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専 用 住 宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

(注)「専用住宅」とは、専ら人の居住の用に供する家屋をいい、「併用住宅」とは、その家屋の一部が居住の用に供されている家屋をいいます。たとえば、1階が店舗で2階が住居となっている家屋が併用住宅に該当します。